

村山市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 期日 令和7年10月14日（火） 午前10時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（17名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	—	—
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（1名）

17番	笹原 泉	—	—
—	—	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

5. 報 告

報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第24号 農地転用制限の例外の確認について

報第25号 非農地証明願いについて

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

7. 会議の書記

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

稲刈りも終盤に入りました。終わった人もいますが、今年は米価も高くなり、皆さん安心していと思います。今年は渇水でご難儀をしましたが、それぞれ収穫もよかったのではないかと思います。

それでは、第10回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

3番 阿部 憲一 委員、5番 門脇 忠教 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法3条の許可申請は71番から73番までの3件で、所有権の移転が2件、賃貸借権の設定が1件です

地目・面積は、田が775㎡、畑が2,592㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(高宮補佐)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号71番から73番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(10月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、71 番から 73 番までの 3 件は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 46 号の 71 番から 73 番までの 3 件は原案のとおり可決決定しました。続きまして、議第 47、48 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法 5 条の許可申請は 36 番から 38 件番までの 3 件で、地目、面積は田が 3,259 m²、畑が 438 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(高宮補佐)

議案書に基づき詳細に説明した。また、現地調査(10 月 2 日)を行った結果、立地基準や一般基準などの許可要件を満たしており許可相当である旨を説明した。

(説明内容)

36 番は、譲受人が「宅地造成」するため所有権を移転するものです。

事業面積は 2603 m²。8 区画の宅地を造成し販売する計画で、譲受人は宅地取引に係る宅地建物取引業者の免許を所有しております。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種住居地域及び第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

また、宅地造成ではありますが、都市計画区域用途区域内であることから事業後の建築物の立地が確実と認められているため、許可条件を満たしております。

37 番は、譲受人の住宅が古くなり、建て替えが必要になったため、「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。

農地区分は、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。

立地基準については、「宅地その他申請地周辺の地域において居住するものの業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断されます。

一般基準の資力につきましては、金融機関の融資関係書類及び預金通帳の写しで確認しております。

38 番は、借人が工事用仮設道路として一時転用するため、使用貸借権の設定をするものです。白山ため池を廃止する工事を行うため、仮設道路を設置するもので、貸借期間は令和 7 年 10 月 15 日から 12 月 19 日までの約 2 か月間となります貸借期間終了後は、原状復帰して農地の戻す

計画です。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公社投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第2種農地」に該当しておりますが、「申請地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためであって、利用目的を達成上でこの申請地を供することが必要であると認められる場合」に相当し、代替性がないと判断されることから立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、村山市の予算関係書類で確認しております。

これらの案件について、10月2日に申請者立会いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響はなく、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、議第47.48号について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第47、48号は原案のとおり可決決定しました。

続いて、報告事項の報第23号から法第25号までの3件について事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から第25号非農地証明願について本文を朗読し説明した。

(説明内容)

報第23号、農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号146番から149番までの4件です。地目と面積は、田が4,960㎡、畑が1,880.19㎡、樹園地が1,117㎡、合計7,957.19㎡です。解約理由は、146番が県が実施する河川改修事業による収用によるもの。147番、149番は借人、148番は貸人の都合によるものです。集積の助成金、離農補償はありません。

法第24号農地転用制限の例外的確認については、申請番号3番、地目は畑、面積は1024㎡の内、9.72㎡に農業用資材庫を設置するもので、農地法施行規則第29条第1号に該当します。

報第25号、非農地証明願いについては、申請番号14番、地目は田です。20年以上前から労力不足により耕作されず原野化し農地性が失われたものです。

以上、報第23号から報第25号までについて報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 46 号から第 48 号までの 3 件、報告の報第 23 号から 25 号までの 3 件について、終了します。

終了 午前 10 時 25 分